

平成十二年一月十八日受領
答弁第一一一号

内閣衆質一四六第一一号

平成十二年一月十八日

内閣総理大臣 小 淵 恵 三

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議員平田米男君提出東洋医学（漢方医学並びに鍼灸医学等）の重要性に関する質問に対し、別紙答
弁書を送付する。

衆議院議員平田米男君提出東洋医学（漢方医学並びに鍼灸医学等）の重要性に関する質問に対する答弁書

一について

漢方薬による薬物療法など東洋医学の一部については、医療機関において治療に活用されるようになってきており、また、はり及びきゅうについては、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）により資格制度が設けられており、これらは国民保健の向上に役立っていると認識している。

二の1について

漢方薬による薬物療法並びにはり及びきゅう等の東洋医学に関する研究については、従来から、厚生科学研究費補助金等の助成対象としてきている。

また、昭和二十二年のあん摩、はり、きゅう、柔道整復等営業法の制定以来、はり及びきゅうに関する資格制度を設けているところである。

二の2について

東洋医学は、その効果について科学的な解明を待たなければならぬ部分も大きいと考えられ、こうした点に関する調査研究を引き続き推進することにより、医学全体の発展並びに国民の健康の保持及び増進に資することが重要であると考えている。

また、国民の健康の保持及び増進の観点から、はり師及びきゅう師の学校又は養成施設の教育内容の見直しなどを通じて、はり師及びきゅう師の資質の向上に努めることとしている。

三について

大学の教育課程に東洋医学を盛り込むか否かは各大学の判断によるところであり、政府としては、国立大学から東洋医学の学科又は講座の設置について予算要求があった場合には、医療現場における東洋医学に対するニーズなどを勘案しながら、検討してまいりたい。

なお、国立大学中、医学部に東洋医学に関する講座を設置しているものは一大学あり、十七大学において東洋医学に関する教育が行われている。

四について

現在、国立医薬品食品衛生研究所において、生薬及び生薬製剤の試験及び研究並びに生薬の原料となる

薬用植物の栽培及び研究を行い、また、国立療養所中部病院の長寿医療研究センターにおいて、東洋医学による老年病の予防及び治療に関する研究を行っている。このため、新たな国立の東洋医学研究所の設立が必要であるとは考えていない。